

第2回 愛知県犯罪被害者等の支援に関する有識者会議議事録

日 時：2021年8月12日（木） 午後2時56分から午後5時10分まで

場 所：愛知県 自治センター 6階 災害対策本部室分室

出席者：名簿のとおり

【総則について】

（目的について）

- （・）二つ目の「犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進し、もって被害の回復又は軽減及び犯罪被害者等の生活の再建を図ること」という風に見えるが、被害者の権利を守るといふような文言を考えていただきたい。犯罪被害者等基本法の前文に「犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、その権利・利益の保護が図られる」とあり、被害者の人権という目線で、ここで明確に示している。これまでの県条例に記載されていなかったことと思うため、「その権利・利益の保護が図られる」というしっかりとした言葉を愛知県の条例に明記して欲しい。
- 「犯罪被害者等の権利・利益の保護を図ること」という文言は入れた方がいいと思う。「犯罪被害者等が受けた被害の回復又は軽減及び犯罪被害者等の生活の再建を図ること」では客観的な印象を受け、犯罪被害者等を主体的に据えるべきである。
- 犯罪被害者等が持つ権利は明確ではないが、今後、重要になると思うので、先取りで条例に含めることは意義があると考えている。

（定義について）

①犯罪等について

- ・「犯罪等」というところの「等」について、犯罪これに「準ずる」という表現が大切だと感じている。ずっと自治体に条例の制定をとお願ひしてきたのは加害者に責任能力がなかったり、未成年だということを理由に不起訴になるケースがあり、不起訴となったら支援に繋がらない、支援が途切れてしまうということがないようにするため。不起訴になったため、仕方がないから民事を起こすしかないとなった際、被害者の方が、どこへ相談したらいいかわからないという相談が沢山ある。

②「犯罪被害」者「等」

- ・条例における犯罪被害の範囲として、直接被害のみならず、二次被害も含めることでコンセンサスはある。

- ・同性パートナーを含めるべきか否かについては、名古屋地裁の判例上、「事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」とし、社会通念の存在を必要としている。法律の文言解釈として、社会通念を踏まえること自体はあり得る判断だが、マジョリティーの認識を理由に、合理的理由なくマイノリティーの人権を制約することは許されるはずがなく、社会通念を要件とすることはその観点からは疑義がある。
- ・また、社会通念を要件として考慮するとしても、あくまで国の制度の解釈による枠組みであり、条例との関係では、愛知県のポリシーとして、「あいち男女共同参画プラン2020」や「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画」において性的少数者への理解促進等をしている以上、それらとの整合性を考慮して判断すればよい。
- ・結論としては、「事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」に同性パートナーを含めるべき。理由としては、異性の内縁関係の者が負う経済的・精神的打撃と同性の場合とで差異はないはずである。また、同性パートナーを除外することは、愛知県のポリシーに反するきらいがある。
- ・要件としては、「パートナーシップ制度」で証明された者とする。これは、一定の基準がないと関係性に際限がなくなり、運用上も支障を生じさせるためであり、また、そうすることで制度趣旨の尊重と、基準の明確化、それから現場の判断のスピード化に繋がると思う。
- ・条例の定義に、同性パートナーを含むということを書くと、逆に特別視しているなどの誤解を与えかねないと思うため、条例自体に書くと言うよりは規則等で対応した方がベターではないか。
- ・愛知県の犯罪被害者等見舞金制度は国の犯罪被害者等給付金の補充をすることが目的であるから、国の給付金に関する名古屋地裁の判例にとらわれる必要はない。
- ・不起訴になるなど、犯罪被害者と認識してもらえなかった方々も対象として含めていただいているというところを、県民にきちんと説明し、伝えていただけるようお願いしたい。

③民間支援団体について

- ・「自助・共助・公助」という言葉があるが、犯罪被害者支援の民間支援団体として、当事者同士の相互援助、ピアサポート活動を行い、そして、社会に対しての広報啓発であるとか、施策に意見を挙げているような、民間の当事者団体のことを含んでいることをしっかり認識できるように明記して欲しい。

④二次被害について

- ・今後、先を考えたときにインターネットを通じて行われる誹謗中傷に対して、より積極的な支援を行ってもらえるといいと思う。

⑤再被害について

- ・刑事法の中の「再被害」は同一被害者により再度加害を加えられるという意味である。
- ・あえて定義づけする必要があるのか。定義づけはせず、いきなり条文に落とし込むことで対応できるのではないか。
- ・再被害を定義するのは、主に性犯罪で同じ被害者が異なる被害者から犯罪を受けたケースについて示すためである。
- ・法学において通常、一般用語と専門用語で意味が異なるような場合に定義づけをする。ここでは、被害者目線での再被害の意味が一般的とも言えず、二次被害と再被害の区別を明確にしたい観点からも、定義づけをしてもいいのではないか。
- ・誰もが安全に安心して暮らすという視点に立てば、これから先も安全安心に暮らしたいという気持ちも含まれていると思うし、「また被害に遭う」ということを含めて、「再被害」を知ってもらうために、定義していただいた方がいいと思う。

(基本理念について)

- 「公正に」といった文言を入れていただいてもいいのかなと思う。

(県の責務について)

- 「被害者を孤立させないように」という文言を入れていただければと思う。これは、「県民の責務」とかに掛かってくるのかもしれないが、とにかく被害者を1人にさせない。埋没させないようにすることでもあって、今回の第4次犯罪被害者基本計画にも盛り込まれているところだが、表に出てこない被害者の支援をしていくという意味合いもかねて文言を入れていただければと思う。
- 「被害者を孤立させない」を総則に入れるのであれば、4「県の責務」か5「県民の責務」だと思う。
- 「犯罪被害者等を孤立させない」という文言を入れるとしたら、5「県民の責務」の項目には入れられないだろう。責務という言葉はなかなか重たいので、県民に課すことには慎重さが求められる。入れるとしたら、4「県の責務」の方が穏当はないか。
- 「犯罪被害者等施策を総合的かつ計画的に推進する」とあるが、計画を立て

て終わり、という事態は避けたいし、そういった事例もある。「計画的に」という文言を使うなら、条例に具体的な計画やプロセスが明記され、担保されるような示し方をすべき。

(事業者の責務について)

- 具体的に「就労及び勤務に十分配慮する」とか「休暇に関して配慮」するとか、具体的な文言を入れていただくと、より事業者の方にどのように協力するかが明確に見えてくるのではないかと。

(支援に関する指針について)

- 被害者へのヒアリングを反映させることを明確に記載してもらいたい。支援の進み具合によって見えてくる問題点も違うと思う。支援者側の考えと、被害者の求める支援にギャップが起こることも考えられる。県民の意見ももちろんだが、何より被害者の意見を聞いてもらうことが必要である。
- ヒアリングを定期的に行ってもらい、定期的に条例の見直しを行ってもらいたい。
- 「支援に関する指針」ではなく、年次基本計画を策定し、見直しの条項を盛り込むことを提案する。
- 関係団体に対するヒアリングを定期的を実施するなどして、条例を見直す機会を設けるといった提案があったが、何か期限を切って、タイミング毎に見直していくということはあると思う。毎年見直すための検討会を行うというようなことを骨子（8「支援に関する指針」）において盛り込んでもいいと思う。
- 条例の見直しの場を持つことは良いことだと思う。ヒアリングを定期的に行うことも良いことだと思う。
- ニーズや満足度等の具体的な声があると見直しのための資料になる。

(総則への委員意見反映についての考え方について)

- 総則に対する各意見について、条例として文言として盛り込むか、基本的な施策で取り扱う内容なのか、あるいは指針を定めて、指針の細則で書くのか、中々全てを取り上げることは難しいため、少なくとも、施策が実現できるような総則になるかというところで文言を考えていきたいと思う。

(その他)

- 支援をする対象について、県内に住居を有する者、勤務する者や在学する者を入れるかどうかというところで、群馬県の条例（19条）では住所を有しないものに対する支援というのを規定されていたと思うが、今後を考えた

き、愛知県でも 2026 年にはアジア大会の開催も予定されており、他県在住者が愛知県で犯罪被害に遭ったときの対応として、県民の定義、支援対象者について、委員の意見を伺いたい。

- 骨子案の中で「～するように努める」という文言が多く出てくると思うが、場合によっては「しなければならない」という言葉にする必要があることもあるかもしれないので、文言の見直しをしてもらえるといいかなと思う。
- 条例上の「努める」の文言が適切かについては、「しなくてはならない」等の文言により義務づけをすることは困難である。一方、「努める」の文言を使うのであれば、それなりの具体的計画の明文化が必要である。
- 具体的な取組と齟齬のないように総則を作るべきだと思う。

【県の行う具体的な施策について】

(相談、情報の提供等について)

- 相談、情報の提供から、住居だとか経済的な支援、そういったもの諸々総合的に県民の方で被害に遭われた方が支援を求める際の、そういう総合的な窓口の設置ということは、細則ではなくて、条例に窓口を設置するということは示すべきではないか。
- 「支援に精通しているものの紹介」などではとてもアバウトな表現ではないかと思う。明確に「専門員の配備」とか、そういうものを目にしたいと思う。それを、どこで目にするのができるのかな、と考えるため、条例文に示して欲しい。

(経済的負担の軽減について)

- この文言では県が今年度から開始した助成金制度の有無が分からない。「必要な施策」に入ってくるのかと思うが、より具体的な施策を示していただけるといいと思う。

(人材の育成について)

- 人材の育成は、自治体職員のほか県民の方々も含む広い意味だと考える。県民の方にも責務を負わせながら、学ぶ機会がないというのはアンバランスな感じがするため、職員も、広く県民の方もそうであるし、新たな支援員を養成していくというのも全部ここに入っていくことだと思う。ただ、実際に支援員をどう育成していくのかということ具体的に示すことは、どう養成していくか決まっていないので条例で示すことは難しい面があることは理解をしている。

(民間支援団体に対する支援)

- 人材育成の項目を加えていただきたい。

(条例への記載範囲と支援の指針の公開について)

- 条例文ではなく、指針、細則に書くということについて、どこで具体的な施策を確認することができるのかが分からないため、条例文に示して欲しいと考える。そうすれば、条例文を見れば施策を確認することができる。骨子案に示している内容というのは、もっと具体的に、一つ一つ明確に示す必要があるのではないかなと思う。最後が全部「など」となっているが、この「相談、情報提供」に対してどういう施策が取られるかというのが、これだと全然足りないというか、分からない。総則のところでも、それは施策で、細則で示されるといわれたが、具体的な施策が確認できず、実感が得られないため、どのように示されるのかを教えてください。
- 指針で、県が具体的に行っている施策を確認していただけることは間違いがない。「支援の指針」において、毎年度公表すると。指針を定め、または変更したときは遅滞なく公表するということと、指針に基づく施策の実施状況について毎年度公表しますとしている。指針をやって、具体的にやっていくことも発表していくとしている。

(「県が行う基本的な施策」への委員意見反映についての考え方について)

- 居住の安定という項目があるので、そこに具体的な施策をどこまで含めるかというのは、指針とかそういう行動レベルの話になっていく。条例を作らないと県がそういった指針に施策を盛り込めないため、想定する施策を網羅するような項目を挙げられているかどうかをチェックしないといけないのではないか。
- 例えば、転居の費用という施策を「文言」として入れるか、居住の確保とか居住の安定という施策の「概念」をここで提示して、実際には指針とか基本方針とかで具体的な施策に転居の費用を含む、含まないとするか、そういう話になる。基本的に、この「居住の安定」を条例に盛り込まないと施策を実施できない。
- どこまでを条例に含んで、どこからを指針や基本方針に落とすかというのはテクニカルな問題になってくる面もある。

【施策に関する意見】

- 「相談・情報の提供等」についてだが、窓口を設置し、異動がない専門官、すでに対人援助ができる資格を持っていらっしゃる方を必ず置いて欲しい。
- 専門官には、各市町村に対する、いわゆるスーパーバイズや、コーディネー

トをしていただく力量も必要かと思う。情報を紹介するというだけのものではなくて、まさに核になる部分だと思う。

- 居住の安定について、二次被害及び再被害の防止を図るための、入居への特別の配慮に加えて、例えば、県内で転居した場合、転居の費用などを見ていただきたい。
- 雇用の安定について、事業者に対して、就業や勤務の休暇に対しても配慮してくださいということを示せば、より協力はしやすい形が取れるのではないかと思う。
- 被害当事者団体が仕事の合間を縫って、犯罪被害者の実情や支援の必要性を知っていただくためのパネル展を実施しているが、2つ課題がある。
 - ・1つは、パネルを運ぶ運搬費であったり、そこに係る人件費への支援がないこと。
 - ・2つ目は、担当の市町村職員等関係者が、何のためにパネル展を開催しているかという意味や意義を分かっていない場合があるということ。県民はもちろん、市町村・関係機関の担当者への広報啓発として、パネル展や被害当事者団体の活動への支援をお願いしたい。
- 犯罪被害者等の置かれている状況、犯罪被害者等の必要性や二次被害を生じさせない配慮について県民の理解を深めるための啓発・広報を是非とも各市町村で実施していただきたい
- 法律的な相談料の支援というのは必要になると思う。
- 支援団体の活動にも、当事者の活動にも支援の体制を取っていただきたい。
- 名古屋市が開催する「犯罪被害を学ぶ会」は、市民を対象とした、啓発であり、そこから「犯罪被害者支援ボランティア養成コース」に繋がっていることがある。フォーカスする対象を、まずは県民、次に支援員をとすることで、啓発から人材の育成へと研修を繋げていくことができると思う。

(その他)

- 「回復」というと「元通りにすること」のようだが、被害は元通りにはならない。犯罪被害当事者団体は、せめてこれ以上同じような辛く悲しい思いをする人を出さないように、という願いから活動しているということを、改めて今日出席された各委員から、関係者の皆さんにも伝えていただきたいと思う。
- 条例を制定した自治体に対するアンケートにおいて、現場が条例を実際の支援に適用できるのかどうかの判断がつかないということと情報がないというのが圧倒的に多い意見だったため、条例に書くのかどうかは判断できないが、条例を作った後に運用を検討する方法をどこかで形にしておく必要があると思う。